

インド進出ハンドブック 2014



Gyosei & Co. is an independent member of Nexia International.

はじめに

直近のインドでは景気の減速が見られるものの、人口が中国に次いで世界2位であり、若年層が多く経済成長により中間所得層が拡大するという理想的な人口構成となっています。また、ナレンドラ・モディ氏率いるインド人民党を中心とする野党連合が2014年5月の総選挙で過半数を獲得、10年ぶりに政権が交代し、経済再生への期待が高まっています。

インドでは国内産業を保護するため、特定の産業に関する外国投資が規制されていましたが、近年は規制が緩和され始め、インドへの海外直接投資が増加しており、市場の今後のさらなる成長が見込まれます。

また、英語が準公用語となっており、一定水準以上の教育を受けた人は英語を話すことができるため、外資系企業が進出しやすい環境にあります。そのため、インドは依然として魅力的な市場であると考えられています。

日本では少子高齢化により国内産業の後退が予測され、厳しい競争を今後勝ち抜いていくためには、大企業に限らず中小企業も海外進出することが一つの選択肢として考えられます。

インドは新興国進出の入り口であると考えられ、インド進出が成功すれば、アフリカなど他の新興国への進出の成功する可能性が高くなります。

しかし、頻発する労働争議やインフラ整備の遅れ、複雑な税制などにより、他のアジア諸国と比べると、インドで苦戦している日本企業が多いのも実状です。

そのため、インド進出の際のリスクを十分に把握し、事前にリスク低減を図っておくことが重要となります。

そこで、本ガイドブックではインドへの進出の際のリスクの解説から始まり、インドへの進出形態や会計、税務などの基本的な事項を、2014年2月時点の情報に基づいて解説しています。

仰星監査法人では、インドの加盟ファームであるSKPと連携して日系企業のインド進出をサポートしています。本ガイドブックがインドへの進出を検討している企業の皆様のご助力になれば幸いです。

2014年5月
仰星監査法人
インドデスク

目次

1.	インドの基本情報	
1.1	インドの基本情報について	3
1.2	インドにおける主要な産業	4
1.3	インドに進出する際のリスク	6
2.	進出形態	
2.1	外国企業のインドへの進出形態の概要	7
2.2	現地法人による進出	8
2.3	拠点設立による進出	11
2.4	公開会社と非公開会社	15
3.	会計基準	
3.1	インド会計基準(AS)	16
3.2	インド会計基準のIFRSへのコンバージェンスについて	17
3.3	ECBに係る規制について	18
3.4	財務諸表の体系	18
3.5	インドの監査制度	18
3.6	財務諸表の特徴	19
3.7	会社の決算期	20
3.8	海外子会社の決算期	21
3.9	決算書について留意すべき事項	21
4.	税制	
4.1	インド税制の特徴	23
4.2	納税番号(PAN: Permanent Account Number)と 源泉番号(TAN: Tax Deduction at Source)	24
4.3	直接税	25
4.4	間接税	30
4.5	移転価格税制	34
4.6	租税条約	36

1. インドの基本情報

1.1 インドの基本情報について

2001年にゴールドマン・サックス・グループが「今後の世界経済にとって極めて大きな存在となりうる4カ国」についてのレポートを発表し、その中で「BRICs」という単語が用いられました。「BRICs」とは、ブラジル (Brazil)・ロシア (Russia)・インド (India)・中国 (China) の4カ国の頭文字をとった造語であり、そのレポートでは「40年足らずで、BRICs 経済は米ドルベースでG6 (米国、日本、ドイツ、フランス、イタリア、英国) を凌ぐであろう」と述べられています。

近年のインドは中国やブラジルと並んで注目を集める経済市場のひとつで、インドの直近のGDPは世界で10位、アジアでは3位です。直近のインド1人当たりの名目GDPは中国の2004年頃と同じ水準で、中国の2004年以降の経済成長を考慮すると今後の成長が期待できます。

図表 1-1 インドの基本情報

人口	12億1,000万人 (2011年国勢調査 (暫定値))
言語	ヒンディー語 (公用語)、英語 (準公用語)
通貨	ルピー (1ルピー=1.65円 (2014年2月28日付))
主要産業	農業、工業、鉱業、IT産業
名目GDP	1,738,866百万ドル (2012年度)
主要貿易品目	輸出：石油製品、宝石類、機械機器、化学関連製品、繊維、など 輸入：原油・石油製品、金、機械製品
主要貿易相手国	輸出：UAE、米国、中国、シンガポール、香港、オランダ (日本は第11位) 輸入：中国、UAE、スイス、サウジアラビア、米国、イラク (日本は第15位)

(出展：外務省 HP、JETRO HP)

(1)理想的な人口構成

インドの人口は12億人超で、世界最大の民主主義国です。インドは単に人口が多いだけでなく人口構成も理想的であり、25歳以下が人口の半分を占めているため若い労働力が豊富です。そして、若年層ほど結婚・出産・家の購入などの支出も多く、今後の経済成長により2025年までに中間所得層が増加する見通しで内需の拡大が見込めます。ただし、インドでは農村部に人口が集中し市場が分散しているため、人口のすべてを顧客として取り込むことは難しいと考えられています。

(2)準公用語としての英語

インドでは英語が準公用語となっており、一定水準以上の教育を受けた人は英語を話すことができるため、外資系企業が進出しやすい環境にあります。インドで現地人を雇用してもワーカークラスでなければ、英語でのコミュニケーションが可能といわれています。

(3)新興国へのハブ拠点

インドはアジアとヨーロッパを結ぶ場所に位置しており、東南アジアを始めとして中東やアフリカにも近く立地しています。インド西部の都市ムンバイは中東やアフリカ向け、インド東部の都市チェンナイは東南アジア向けの輸出のハブ拠点となりえます。近年はインドに研究開発拠点を設立する外資系企業が増えています。

1.2 インドにおける主要な産業

インドは農業大国であり、日本と異なり食糧の自給自足が可能で、インド経済の中心を担ってきました。しかし、近年はIT産業の拡大により全産業に占める農業のシェアは低下傾向にありますが、就業者数に占める農業人口は依然高い水準にあります。インドは国内で使用する原油の大部分を輸入に頼っているため慢性的に経常赤字となっていますが、この経常赤字の解消に大きく貢献しているのが成長著しいIT産業です。

インドでは国内産業を保護するために、技術移転の禁止や外資参入の制限などの政策がとられてきました。しかし、経常赤字を改善するために、1980年代に100%輸出の外資企業は外国為替規制法により規定された外資出資規制が免除されましたが、サービス分野のほとんどには外資出資規制が残っています。製造業の大部分は、出資比率が100%まで許可されるようになってきています。

さらに、近年、流通分野の未開放や保険・銀行・民間航空・電気通信分野の出資規制について海外からの批判が強まっていること及び海外からの直接投資を促すために外資参入を解禁する方針を固めています。出資が規制される業種は10頁の**2(3)**をご参照ください。

(1)農業

インドでは農業人口が人口の約5割を占め、農産物の収穫状況により農家の収入が左右されます。インドの農業はモンスーンの影響を強く受けるため、豊作の年は消費が拡大し、不作の年は消費が伸び悩む傾向があります。

(2)IT産業

インドでは賃金水準が低いため、高品質で低コストの製品開発が可能で、インドのIT産業の競争力の源泉となっています。また、インドには120校以上の技術系大学を擁しており、理工系の人材が豊富で、かつ、英語がインドの公用語の一つとなっており、英語圏の企業から受注を受けやすい環境にあり国外向けの売上が8割を超えています。また、近年のルピー安が追い風となっており、今後も外貨獲得の産業として成長が見込まれます。

(3)自動車産業

過去5年間でインドに進出した日系企業の4割から5割が自動車関連の企業といわれています。インドの自動車市場の構造は日本やアメリカなどの先進国や中国・ロシアなどの市場と異なり、小型車の占める割合が高いことが特徴で、インド人の節約重視の経済観念を反映しているものといわれています。このため、インドでは低価格車の競争が激しくなっていますが、低価格を追及することで将来的に世界各国に輸出することが可能となります。また、インドの自動車普及率は低い水準にあり、今後の伸びが大きく期待できます。

自動車部品では、韓国や中国の二次下請けメーカー(Tier-2)が積極的に進出を狙っている一方、日系のTier-2はあまり進出していません。インドではTier-2の現地調達を希望する企業が存在し、品質の高い日本企業の進出を希望しているといわれています。ただし、進出にあたっては日系企業との取引だけでは十分な取引量を確保できないため、地場系企業との取引も必要です。インドでは日本のような「系列」の構築は難しく、同業他社と共同で物流を行うなど日本では考えられないことが行われているので、進出にあたっては現地の取引慣行などを調査することが重要です。

(4)小売業

経済成長による消費拡大により、今後インドでは小売市場の規模の拡大が見込まれています。そのため、外資系企業の進出も活発であり、世界最大の小売業のウォルマートも地場系企業と卸売の合弁会社を設立しインドに進出しています。ウォルマートが直接小売業として進出しないのはインド政府が小売分野への外資参入を厳しく規制しているためです。

複数ブランドの商品を取り扱うスーパーは51%という出資規制や地場系の中小企業からの仕入れ総額の30%を調達しなければならないなどの厳しい規制があるものの、イギリスの小売大手であるTescoが2013年12月に総合スーパーの展開をするための投資申請を承認されました。

一方、アパレルなど自社商品のみを販売する単一ブランドについては出資規制が解除され、ヘネス・アンド・モーリッツ(H&M)は2013年11月に、家具大手IKEAは2013年5月に投資が承認されています。

(5)バイオ産業

インド政府はバイオテクノロジー(生命工学)をIT産業に次ぐインド産業の軸として位置付けバイオ産業の発展を図っています。インドではIT産業と同様に、化学や科学を専攻する大学生・大学院生が多く、優秀な人材も豊富に存在します。また、医薬品の製品特許に関する規定がなく、製法特許が7年間保護されるのみであるため、バイオ産業に参入する企業が多く存在します。インドには欧米の多国籍製薬メーカーのほとんどが進出している一方、日系の製薬メーカーはほとんど進出していない状況です。

1.3 インドに進出する際のリスク

(1)労働争議

インドでは法令により従業員の雇用が保護されており、整理解雇などが難しいため、外資系企業では正規雇用社員ではなく契約労働雇用社員を大量採用する傾向にあります。正規雇用社員と契約労働雇用社員の待遇に格差があるため、この是正を求めて労働争議が日常的に発生しています。直近では2014年3月にトヨタ自動車の現地子会社トヨタ・キルロスカ・モーターの2つの工場では従業員による大規模な労働争議が発生しました。

日系企業などの外資系企業は、従業員の意見を吸い上げ福利厚生の実施や地元への貢献に協賛するなどの手立てを講じていますが、決定的な解決策にはなっていません。そのため、インドに進出する際は現地従業員の雇用形態や待遇について検討しておくことが重要です。

(2)インフラ整備の遅れ

インドでは交通渋滞や停電などのインフラ整備の遅れが外国企業のインド進出を阻害しているといわれています。ただし、近年は日本などによるODA（政府開発援助）により、インフラ整備が進みつつあります。

① 交通渋滞

インドでは国内における貨物輸送の大部分を車両による輸送により行ってきました。しかし、未整備の道路が多く輸送に多大な時間がかかっていました。経済成長に伴い幹線道路や鉄道の整備が進んできているものの、近年のマイカーブームにより、道路を走る車の数が急激に増えているため交通渋滞が頻繁に発生しています。このような環境にあるためか、インドにおける交通事故による死者は世界一といわれています。

② 停電

インドでは経済成長に伴い多くの工場やオフィスの建設、家庭用電化製品の普及などにより電力の需要が増加し慢性的な電力不足の状態にあります。そのため、電力不足により停電や電力の低下が頻繁に発生し、計画停電が実施されている地域もあります。

電力不足や停電に対応するため、工場に必要な電力は自家発電やUPS(無停電電源装置)により賄っている外資系企業が多く存在します。

(3)複雑な税制

インドの税制は税控除や還付の仕組みが複雑であり、トータルコストの試算が難しいといわれています。また、頻繁に税制改正があり過年度に遡って適用されるケースもあります。そのため、インドへ進出する際には、税負担を抑えるために正確な最新情報を把握し、事前にスキームを構築することが重要となります。詳細は23頁以降の**4.税制**をご参照ください。

2. 進出形態

2.1 外国企業のインドへの進出形態の概要

外国企業がインドに進出し、拠点を設立する方法には主に2つの方法があります。1つは、「インドの現地法人」を設立する方法であり、この方法では1外資企業の出資割合が100%であってもインド企業（内国法人）として取り扱われます。もう1つは「外国企業のインド拠点」を設立する方法であり、この方法による場合には、外国法人としてそのままインドに進出することになります。進出形態によって、以下のように課税される法人税率や責任の及ぶ範囲などが異なるため、進出を検討する際には、目的に合致した形態を選択する必要があります。

なお、インドでは、公務員の汚職に関する問題点が多く指摘されていて、許認可の申請の際に、スピードアップと引き替えに賄賂を要求されることがあるとされているので留意する必要があります。

図表 2-1 進出形態別の概要

	現地法人	駐在員事務所	支店	プロジェクト・オフィス
設立認可	原則として、インド準備銀行への事後報告	インド準備銀行の事前承認		一定の要件を満たせば不要
活動範囲	規制業種以外は自由	市場調査や連絡窓口	販売活動	プロジェクトに関連する活動のみ
資金調達	株式発行、内部留保、借入	本社送金のみ	本社送金、内部留保	本社送金、内部留保、借入
外国会社の責任	有限責任形態の場合には出資額を限度とした責任のみ	本社に及ぶ		
法人税	利益に対して課税（基本税率 30%）	該当なし	利益に対して課税（基本税率 40%）	
恒久的施設 (PE)	通常は PE に該当しない		PE に該当する	
撤退	高等裁判所の承認	インド準備銀行の承認		

2.2 現地法人による進出

「インドの現地法人」は、100%子会社としても合弁会社としても設立することができ、外資投資規制等に反しない限りはどのような事業活動でも行うことができます。営業活動の自由度は高くなりますが、インドの会社法に準拠する必要があるため、コンプライアンス等の責務が多くなります。設立は比較的容易にできますが、撤退するためには高等裁判所の承認が必要で産業紛争法など法令上の制限などがあり、容易に撤退できないケースがあります。現地法人は株式会社として設立すれば有限責任形態となるため、インドの子会社で発生した責任は日本の親会社には及びません。

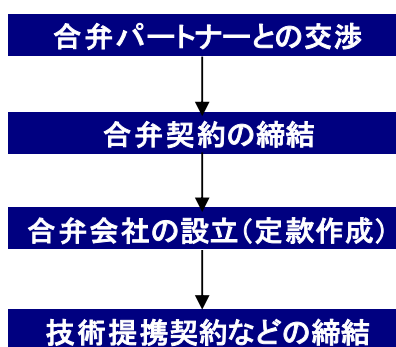
(1)現地法人への投資

外資投資規制により制限されている業種を除き、100%外資の会社であっても事前の個別承認なしで設立・取得することが可能です。この投資方法は「自動承認ルート」と呼ばれ、外国投資が行われる会社は、国内への送金後 30 日以内にインド準備銀行の地域事務所に通知し、外国の投資家に対する株式発行後 30 日以内に必要書類を当該事務所に届け出れば足ります。一方、自動承認が認められない場合には、外国投資促進委員会（加えて一定の場合にはインド準備銀行）の事前承認が必要となります。

(2)合弁会社の設立

インドのパートナー企業と合弁会社を設立する場合は図表 2-2 のとおりです。

図表 2-2 合弁会社の設立の流れ



① 合弁パートナーとの交渉

合弁パートナーは、取引関係の無い新規の企業を探すのではなく、今までの取引関係や紹介などにより探すのが無難と考えられます。ゼロから始める場合には、信頼関係を構築するのに時間を要するとともに、インド企業には二重帳簿を作成していることなどがあるため（21 頁 3.9 参照）、注意すべき点が多いといえます。

また、合弁パートナーが土地や工場を持っていることが大前提です。日本企業は土地や工場などの器を借りながら、事業を運営し技術を提供し、インド企業は運営上の問題点の解決に努めることが合弁事業の成功する条件の一つと考えられます。

② 合弁契約の締結

(A) 出資割合

インドでは外国資本の参入について規制されている業種が存在します。出資割合を決定するに際しては、外資投資規制を確認する必要があります。また、みなし公開会社の規定にも注意する必要があります。

インドでは普通決議には過半数、特別決議には 75%超の同意が必要であるため、議決権比率が 50%または 75%となるように出資割合を決定することが一つの目安になります。

(B) 取締役・取締役会についての規定

取締役に關する規定で定めるべき項目には、取締役の人数、どの株主が何人取締役を派遣するか、どの株主がマネージング・ディレクターを選任するか等があります。また、取締役会で定めるべき項目には、定足数、決議事項、決議要件及び議長の選任等があります。

(C) 株主総会に関する規定

株主総会の決議事項、議長の選任、定足数、決議要件等について規定します。インドでは株主総会の決議は、原則として挙手により行われ、議決権比率で行うのではなく株主数に基づき行うことに留意が必要です。議決権比率による場合には、定款によってその旨を明記するか、株主総会の冒頭で決議は議決権比率による旨を宣言することが必要となります。

(D) 株式の譲渡に関する事項

株式の譲渡を禁止するように規定することが一般的です。株式の譲渡を認める場合であっても、株式の譲渡を望んでいる企業から株式を優先的に買い取る権利を他の合弁当事者に付与することが多いです。

(E) 増資に関する規定

将来増資を行う場合に備えた規定を作成します。通常は、各合弁当事者の持分比率に応じて増資することや、一部の合弁当事者が資金不足で増資に応じられない場合の手当てを規定します。

(F) 競業禁止義務

合弁事業を継続する間は、合弁会社と競業する事業を行わないように規定することが一般的です。また、合弁契約終了後に、インド国内でのビジネスに制約が課されるのを避けるため、競業禁止義務を負わないよう規定することが望ましいと考えられます。

(G) 撤退に関する規定

合弁事業から撤退する場合に、合弁会社の株式を他の合弁当事者に売却するのか、合弁会社を清算するのかについて規定します。

(H) 準拠法

合弁契約は合弁会社の組織に関する規定が多いため、通常はインド法に準拠することになります。ただし、合弁会社設立後に合弁会社と合弁当事者が締結する技術支援契約等の準拠法は、通常取引契約であることからインド法に固執することなく、日本法に準拠することが無難です。

(I) 紛争処理規定

紛争処理の方法には、インドにおける訴訟（時間を要する）、第三国における仲裁（費用はかかるが中立性・信頼性は高い）、インドにおける仲裁（前二者の中間）等があります。通常は、合弁契約に関する紛争は費用をかけても迅速に処理する必要性が高いことから、第三国（シンガポール等）での仲裁とすることが多いと考えられます。

③ 定款の作成

定款には、商号、住所、事業目的等の基本事項のみを定めた基本定款と、会社運営のルールを定めた附属定款があります。合弁契約のほぼすべての内容を、基本定款、附属定款に記載することが多いですが、基本定款や附属定款は公開されるので、外部に開示したくない事項については除外することが必要となります。

また、前述のようにインドでは株主総会の決議は挙手による株主数に基づき行うことが原則です。このため、議決権比率による決議とする場合には、定款にその旨を明記する必要があります。

④ 定款・技術提携契約と合弁契約の関係

定款や技術提携契約は、合弁契約締結後に作成するものですが、合弁契約締結時に内容を確定しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、合弁契約中に「定款・技術提携契約は別紙のとおりとする」というような条項を設けて、別紙に定款・技術提携契約の内容を規定する方法があります。

(3)外資投資規制による参入規制業種

業種によっては、外国資本の参入が認められないものがあります。例えば、次の業種は外国企業の投資が禁止されており、一切の外国投資ができません。

- ・宝くじ・賭博
- ・不動産業（政府通達により認められたものを除く）
- ・葉巻・たばこ製造
- ・原子力

・鉄道

また、図表 2-3 のとおり、出資制限はあるものの投資が可能な業種も存在します。なお、インドでは普通決議には過半数、特別決議には 75%超の同意が必要であるため、出資比率制限の上限は多くの業種で 26%、49%、51%、74%といった数値になっています。

図表 2-3 出資比率に制限のある業種

業種	投資可能な出資比率
保険	49%
防衛	26%(26%超は内閣付属機関の承認)
電力・配電	49%まで自動承認
石油・天然ガス精製	49%まで自動承認
証券取引所	49%まで自動承認
複数ブランド小売	51%
民間航空	49%(外国航空に限る)

2.3 拠点設立による進出

「外国企業のインド拠点」として開設することができる拠点には、①駐在員事務所、②支店、③プロジェクト・オフィスの 3 種類があります。現地法人に比べ活動範囲は制限されますが、責務は軽くなります。撤退は設立と同様、インド準備銀行からの認可が主な手続となるため、現地法人と比較すると容易です。

一方、駐在員事務所、支店、プロジェクト・オフィスは外国企業の 1 拠点という扱いであるため、これらの拠点で生じた責任は日本の本店に及ぶことになります。

(1)駐在員事務所

① 駐在員事務所の特徴

駐在員事務所は、ビジネス環境や投資環境を理解することを目的に設立され、外国企業とインド企業間の情報伝達等を行うためのものです。駐在員事務所の活動は以下のように制限されており、商品販売などの収益活動はできません。

(A)本社またはグループ会社のインドにおける代理

(B)インドからの、またはインドへの輸出入の促進

(C)本社またはグループ会社とインド国内の会社との間の技術提携または財務提携の促進

(D)本社とインドの会社との間のコミュニケーション窓口としての活動

このため、駐在員事務所はインドでの市場調査や連絡窓口といった形態が向いています。活動に必要な経費は、インド国外の本社からインド国内へ送金して賄う必要があります。制限された活動を逸脱すると PE (36 頁 4.6 参照) として認定されることがあるため、特に FAX やメールの取り扱いには注意が必要です。

② 開設手続

駐在員事務所を設立するためには、インド準備銀行の事前の承認が必要となります。承認は、当初3年間の期間で付与され、更新が可能です。通常、手続には申請から6週間から8週を要します。承認はインド準備銀行の裁量で行われるため、通達に明記されていない事情に基づいて申請が却下される場合もあります。

③ その他

駐在員事務所は収益活動を行うことができないため、インド国内で収入を得ることができません。インドで所得が発生しないことから法人税を納付する必要はありませんが、法人税申告書は毎年提出しなければならないため、注意が必要です。経費等を支払う際には源泉徴収を行う義務があります。また、インドでの借入を行うことができません。

さらに、駐在員事務所の規模に関わらず、決算書について年に1回会計監査が必要です。会計監査を受けていないとコンプライアンス違反になるため、駐在員事務所の許可の更新ができなくなる可能性があります。

(2)支店

① 支店の特徴

支店は本社を代理して、販売活動などの一定の営業行為を行うことができます。支店の活動は、以下のとおり駐在員事務所よりも広く認められていますが制限もあります。

- (A)物品の輸出入
- (B)専門的サービスまたはコンサルタント・サービスの提供
- (C)本社が従事する分野の調査活動
- (D)インド企業と本社または外国のグループ会社との間の技術提携または財務提携の促進
- (E)インドにおける本社の代理およびインドにおける売買代理人としての活動
- (F)インドにおける情報技術サービスの提供およびソフトウェアの開発
- (G)本社またはグループ会社が供給した製品に対する技術サポートの提供
- (H)航空業または海運業

例えば、製造・加工活動（ソフトウェアの開発は許可を受ければ可能）はできません。そのため、支店はインドでの販売拠点やソフトウェア開発といった事業形態が向いています。

② 開設手続

支店の設立にはインド準備銀行の事前の承認が必要となり、インドで行おうとする事業内容についてインド準備銀行が審査します。

③ その他

支店は収益活動を行うことができるため、支店の活動に必要な経費は、本社等からの外国為替送金その他、営業収益により賄うこともできます。ただし、インドで借入を行うことは、原則としてインド準備銀行の許可を得なければできません。

インドにおける外国会社の支店は、通常、恒久的施設（PE）として扱われるため、利益に対して法人税が課されます。支店に対する基本税率は 40%であり、現地法人に対する基本税率である 30%よりも高く設定されています。税金を支払った後は、支店で得た利益を自由に送金することが可能です。また、経費等を支払う際には源泉徴収を行う義務があります。

さらに、駐在員事務所と同様に、決算書について年に 1 回会計監査が必要です。

(3)プロジェクト・オフィス

① プロジェクト・オフィスの特徴

インドで特定のプロジェクトを実施しようとする外国会社は、プロジェクト・オフィスを設立することができます。プロジェクト・オフィスは、特定のプロジェクトの遂行に関連する活動のみを行うことができます。支店と類似する点もありますが、支店の場合には許可を更新することにより特に期限を定めずに活動ができるのに対し、プロジェクト・オフィスの場合には、プロジェクトが完了した後は閉鎖されることが前提となっています。

プロジェクト・オフィスは、通常、大規模な建設、土木工事およびインフラストラクチャーの整備といった大規模なプロジェクトを実施するために設立することが一般的です。

② 開設手続

プロジェクト・オフィスは以下のとおり、一定の要件を満たす場合には認可なしで開設することができます。

(A)インドの会社との間で契約を締結していること

(B)以下のいずれかの条件を満たしていること

- ・プロジェクトにつき、外国からインド国内への送金により直接資金供給されていること
- ・プロジェクトにつき、2 国間または多国間の国際融資機関により資金供給されていること
- ・プロジェクトにつき、関係当局から許認可を得ていること
- ・契約の相手方であるインドの会社または組織が、当該プロジェクトのために、

インドの公的金融機関または銀行からターム・ローンを得ていること

上記要件が満たされていない場合には、インド準備銀行の承認が必要となり、通常、手続には申請提出から6週間から8週間要します

③ その他

プロジェクトに必要となる経費は、許可を得た内容に基づく送金や融資等で賄います。

インドにおける外国会社のプロジェクト・オフィスは、恒久的施設（PE）して扱われるため、利益に対して法人税が課されます。プロジェクト・オフィスに対する基本税率は40%であり、現地法人に対する基本税率である30%よりも高く設定されています。また、経費等を支払う際には源泉徴収を行う義務があります。

さらに、駐在員事務所・支店と同様に、決算書について年に1回会計監査が必要です。

(4)特別経済区域（SEZ：Special Economic Zone）

① 特徴

特別経済区域はインド国内に特別に設定された免税地区であり、諸税及び貿易についてインドの関税地域外とみなされます。特別経済区域は、特定の区域内での外国投資、輸出、雇用および技術習得を促すために、競争力のある環境を提供することを目的としています。

特別経済区域法により、特別経済区域の開発業者および特別経済区域内で事業を行う企業に対して次のような優遇措置が設けられています。

図表 2-4 特別経済区域の優遇措置

企業種別	間接税の優遇措置	直接税の優遇措置
開発業者		法人所得税の10年免除、最低代替税・配当金分配税の免除
特別経済区域内で事業を行う企業	関税、物品税、サービス税、中央売上税の免除	法人所得税の最長15年間50～100%の免税、最低代替税の免除、特別経済区域外のインドからの施設等の資産移転時のキャピタルゲイン免税

特別経済区域内の企業は上記のような優遇を受けることができますが、外貨純収支に関する義務が課されます。外貨純収支（輸出による外貨収入額と輸入による外貨支出額の差）は、当初5年間の総合計でプラスになるようにしなければなりません。

② 開設手続

特別経済区域による開発の場合には、現地法人と同様に、インド準備銀行の事前の個別承認なしで設立・取得する、自動承認ルートによる設立が可能です。

2.4 公開会社と非公開会社

現地法人には公開会社と非公開会社があります。非公開会社は株主数に上限があるなどの制限がありますが、インド会社法上の遵守事項が少なく、経営者の報酬を自由に決められるなどのメリットがあるため、一般的に日系企業が採用する形態は非公開会社になります。

(1)非公開会社となるための要件

非公開会社を設立するためには、定款に以下の事項を定める必要があり、非公開会社の要件を満たさない会社は自動的に公開会社となります。

- ① 株式譲渡の制限
- ② 株主数 50 名以下
- ③ 株式及び社債の公募発行の禁止
- ④ 株主、取締役またはこれらの親族以外からの借入禁止

ただし、上記の要件を満たす会社であったとしても、子会社単体では非公開会社の要件を満たしていたとしても、親会社が公開会社であれば、その子会社も公開会社とみなされる規定が存在するため注意が必要です。ただし、子会社の株式の 100%が外国会社により保有（直接・間接は問わない）されている場合には、当該子会社は（他の非公開会社の要件を満たしている場合には）非公開会社とみなされます。

上記のうち「親会社が公開会社である」という条件は、親会社がインド国外の会社の場合には、当該親会社がインド会社法上の公開会社の定義に該当するかどうか判定されます。したがって、日本の会社が親会社となるケースではほぼ全ての場合にこの条件を満たすことになります。なぜなら、インド会社法では前述の 4 つの事項を定款に記載することが非公開会社であるための必要条件ですが、日本の会社のほとんどは、譲渡制限以外の規定を定款に記載していないからです。

(2)株主に関する事項

インドでは非公開会社であっても株主は最低 2 名必要です。このため、100%子会社を設立する場合には、親会社とその既存の（インド国外の）子会社の 2 社以上で株式を保有する形態が取られています。なお、既存の子会社の代わりに現地の駐在者が株式を保有することも可能です。ただし、この場合にはみなし公開会社の例外規定が適用されなくなります（現地の駐在者は外国会社ではないため）ので、注意が必要です。

3. 会計基準

3.1 インド会計基準 (AS) について

(1) 現行の会計基準

2014年2月時点において、インドの会計基準は、インド勅許会計士協会から公表されているインド会計基準 (AS) の No.1 から No.32 となります。そのうち、No.8 が無効となっており、また No.30 から No.32 までの3つは未発効となっているため、残りの 28 の基準がインドで有効な会計基準となっています。

図表 3-1 インドの会計基準

番号	表題		備考
AS1	Disclosure of Accounting Policies	会計方針の開示	
AS2	Valuation of Inventory	棚卸資産の評価	
AS3	Cash Flow Statement	キャッシュ・フロー計算書	
AS4	Contingencies and Events Occurring after the Balance Sheet Date	偶発事象・後発事象	
AS5	Net Profit or Loss for the period, Prior Period Items and Changes in Accounting Policies	過年度損益修正と会計方針の変更	
AS6	Depreciation Accounting	減価償却	
AS7	Construction Contracts	工事契約	
AS8	Accounting for Research and Development	研究開発費	現在無効
AS9	Revenue Recognition	収益認識	
AS10	Accounting for Fixed Assets	固定資産	
AS11	The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates	為替相場の変動	
AS12	Accounting for Government Grants	政府補助金	
AS13	Accounting for Investment	投資	
AS14	Accounting for Amalgamations	合併	
AS15	Employee Benefits	従業員給付	
AS16	Borrowing Costs	借入費用	
AS17	Segment Reporting	セグメント情報	
AS18	Related Party Disclosures	関連当事者に関する開示	
AS19	Leases	リース	
AS20	Earnings Per Share	1株当たり利益	
AS21	Consolidated Financial Statements	連結財務諸表	
AS22	Accounting for Taxes on Income	法人所得税	

番号	表題		備考
AS23	Accounting for Investments in Associates in Consolidated Financial Statements	連結財務諸表における関連会社への投資	
AS24	Discontinuing Operations	廃止事業	
AS25	Interim Financial Reporting	中間財務諸表	
AS26	Intangible Assets	無形資産	
AS27	Financial Reporting of Interests in Joint. Ventures	合弁事業における持分の財務報告	
AS28	Impairment of Assets	減損会計	
AS29	Provisions, Contingent Liabilities and Contingent. Assets	引当金、偶発負債及び偶発資産	
AS30	Financial Instruments: Recognition and Measurement	金融商品：認識及び測定	未発効
AS31	Financial Instruments: Presentation	金融商品：表示	未発効
AS32	Financial Instruments: Disclosures	金融商品：開示	未発効

なお、インドでは、インド国外に子会社を持つ上場会社に対して IFRS（国際財務報告基準）に基づく連結財務諸表の作成が認めています。それ以外はインド会計基準以外による決算は認められておらず、IFRS 等に基づき個別財務諸表を作成することはできません。

(2)新インド会計基準 (Ind AS) について

インドでは、インド会計基準 (AS) とは別に、新たにインドの企業省から発表されている新インド基準 (Ind AS) というものがあります。ただし、新インド基準は 2014 年 2 月時点では未発効です。

新インド基準は、IFRS との相違点が明確となっていて、具体的には、IFRS 1～8 に対応した Ind AS101～108、IAS1～40 に対応した Ind AS1～40 があります。そして Ind AS101～108 の Appendix1 において、Ind AS101～108 と対応する IFRS1～8 との相違点が明記されています。

3.2 インド会計基準の IFRS へのコンバージェンスについて

インドでは 2011 年 4 月より IFRS を導入する予定でしたが、2011 年 3 月に突然の延期が発表され、今後の導入予定等については 2014 年 2 月時点で未定です。導入延期の主な理由としては税務との関係による問題がありましたが、対応策として税法の改正を行うなど、問題解決のための動きがみられます。

IFRS とインド会計基準のコンバージョンを進めるにあたり、他にも以下のような課題があると考えられます。

(1) インドの経済環境に起因する課題

IFRS では、多くの資産・負債について公正価値測定が要求されています。しかしながら、

インドは新興市場国であり、取引によっては市場に十分な厚みがなく、信頼性のある公正価値が測定できない場合があります。

(2) 法令が会計基準と整合していないことに起因する課題

インドでは、会計に関する定めが多くが法令により規定されているので、これらを IFRS へとコンバージョンしたインド会計基準と整合させる必要があります。例えば、会社法やインド準備銀行が定めている貸倒引当金算定方法等についても、IFRS へのコンバージョンのために改訂される必要があると考えられます。

3.3 ECB に係る規制について

インド企業が海外から借入を行うことを ECB (External Commercial Borrowing、対外商業借入) といいます。これまではインド国外にある親会社からの借入を行った場合 (親子ローン) は、インド準備銀行の規制により、その資金の用途は設備投資資金やインフラ分野に限定されるなど、一定の規制がかけられていました。しかし、2013 年 9 月にこの規制が解除されました。ただし、平均 7 年以上の貸付期間が必要で繰上返済は認められないなどの条件があるため留意が必要です。

3.4 財務諸表の体系

インドの会社法では、会社に以下の財務書類の作成が求められています。

- (A) 貸借対照表
- (B) 損益計算書
- (C) キャッシュ・フロー計算書 (中小規模企業では任意作成)
- (D) 注記

2013 年の会社法の改正により、子会社を有する場合には、上記の個別財務諸表に加えて連結財務諸表の作成が義務付けられています。

3.5 インドの監査制度 (財務諸表監査・税務監査・移転価格監査)

インドの会社法では、全ての会社は、上記の財務書類についてインド勅許会計士による会計監査を受けなければならないと定められています。これは現地法人のみならず、駐在員事務所や支店、プロジェクトオフィス等のいかなる形態であったとしても、毎年会計監査を受けることを意味します。インドでは拠点の規模の大きさに関わらず会計監査を受けなければならないので、資本金 5 億円あるいは負債総額 200 億円以上の会社や上場会社等についてのみ会計監査が強制される日本とは、監査の対象となる会社の範囲が大きく異なります。

また、売上高または総受領額が 1,000 万ルピーを超える会社では、上記の会社法監査に加えて、インド勅許会計士による税務監査も受けなければなりません。

さらに、国外関連者間取引が発生していれば、その取引価格に関わらず、法人税の納税申告書に移転価格の証明書 (Form 3CEB) を添付しなければなりません。Form 3CEB にはイ

インド勅許会計士の承認（署名）が求められます。

注意点として、駐在員事務所（11 頁 **2.3(1)参照**）については 2、3 年に一度、免許の更新が必要となりますが、会計監査を受けていないとコンプライアンス違反となり免許の更新が難しくなるおそれがあります。

3.6 財務諸表の特徴

(1) 貸借対照表

株主資本や借入金などの「Sources of Funds（資金の源泉）」から始まり、そこから固定資産及び流動資産の順で表示された「Application of Funds（資金の使途）」を記載し「Sources of Funds（資金の源泉）」がどのように運用されたのかを示し、最後に控除項目として流動負債及び引当金を表示します。

図表 3-2 貸借対照表

Consolidated Balance Sheet				
(Rupees in millions, except share data and if otherwise stated)				
	2011	2010	2009	2008
SOURCES OF FUNDS				
Shareholder's Funds				
Share capital	2,110	2,105	2,102	2,102
Equity share warrants			1,757	1,757
Share Application Money Pending Allotment	7	66	2	
Reserves and surplus	38,243	53,876	39,573	39,104
	<u>40,359</u>	<u>56,047</u>	<u>43,434</u>	<u>42,962</u>
Minority Interests	810	647	533	675
Loan Funds				
Secured loans	3,373	2,369	2,187	2,911
Unsecured loans	41,534	40,979	34,109	39,937
	<u>44,907</u>	<u>43,348</u>	<u>36,295</u>	<u>42,849</u>
Deferred Tax Liability (net)	77	171	161	247
	<u>86,153</u>	<u>100,213</u>	<u>80,423</u>	<u>86,732</u>
APPLICATION OF FUNDS				
Fixed Assets				
Gross block	73,266	67,050	62,786	61,942
Less : Depreciation	24,680	21,571	17,880	17,042
Net block	<u>48,587</u>	<u>45,479</u>	<u>44,905</u>	<u>44,900</u>
Capital works-in-progress	2,641	3,818	6,231	4,707
	<u>51,228</u>	<u>49,297</u>	<u>51,136</u>	<u>49,607</u>
Investments	982	4,985	5,407	5,432
Deferred Tax Assets (net)	452	398	4,906	12,476
Current Assets, Loans and Advances				
Inventories	26,107	21,926	18,407	19,643
Sundry debtors	30,065	16,052	18,399	13,310
Cash and bank balances	30,681	32,644	12,416	23,956
Other current assets	3,425	3,613	1,798	1,755
Loans and advances	14,304	12,696	9,065	6,436
	<u>104,582</u>	<u>86,932</u>	<u>60,086</u>	<u>65,101</u>
Less: Current Liabilities and Provisions				
Current liabilities	53,189	31,865	32,511	39,800
Provisions	29,568	9,534	8,602	6,083
	<u>82,757</u>	<u>41,398</u>	<u>41,112</u>	<u>45,883</u>
Net Current Assets	<u>21,826</u>	<u>45,534</u>	<u>18,974</u>	<u>19,218</u>
Profit and Loss Account	11,666			
	<u>86,153</u>	<u>100,213</u>	<u>80,423</u>	<u>86,732</u>

(2) 損益計算書

日本の損益計算書で表示される売上総利益・営業利益・経常利益等の段階損益は一切表示されず、(一部の特別な損益項目を除き) 総収益から総費用を差し引く方法で損益計算をします。

図表 3-3 損益計算書

Consolidated Profit and Loss Account				
(Rupees in millions, except share data and if otherwise stated)				
	2011	2010	2009	2008
INCOME				
Operating income	101,805	89,760	76,118	74,450
Less : excise duty	190	152	147	310
	101,614	89,608	75,970	74,140
Other income	4,340	4,202	3,895	2,557
	105,954	93,810	79,866	76,697
EXPENDITURE				
Materials Consumed	35,068	31,528	32,080	31,831
Personnel Expenses	16,449	15,060	14,175	12,626
Operating and other expenses	33,908	24,631	22,591	23,844
Financial Expenses	6,109	614	710	9,549
Depreciation, amortisation and impairment	3,940	3,717	2,676	2,825
	95,474	75,550	72,233	80,676
Profit before exceptional items, tax, share in loss of associates(net) and minority interest	10,480	18,260	7,633	(3,979)
Exceptional items:				
Settlement provision	26,480			
Loss/ (gain) on foreign currency options derivatives, net (other than on loans)	11,243	(4,369)	(1,931)	11,064
(Profit)/ loss on sale of subsidiaries and long term	(378)	(2,404)	(533)	(43)
Impairment of goodwill		1,815		
Provision for diminution in the value of investments in associates		2,216		
(Loss)/profit before tax, share in loss/(profit) of associates (net) and minority interest	(26,865)	21,001	10,098	(15,000)
Tax charge, net	1,969	5,849	6,991	(5,651)
(Loss)/ profit after tax and before share in loss/(profit) of associates (net) and minority interest	(28,834)	15,152	3,107	(9,349)
Less:				
Share in loss/ (profit) of associates (net)	66	59	32	78
Minority interest in profit for the year (net)	97	126	109	84
(Loss)/ profit for the year	(28,997)	14,968	2,965	(9,512)
Balance brought forward	11,810	(1,031)	(4,010)	5,483
Transfer from foreign projects reserve		5	14	20
Net (loss)/profit available for appropriation	(17,187)	13,941	(1,031)	(4,010)

出典：ランバクシー社 HP

3.7. 会社の決算期

2013年8月、インドでは約60年ぶりに会社法が抜本的に改正されました。改正前の会社法では、保険会社等の一部の業種を除き、会社は会計期間を自由に選択することができ、12ヶ月より短縮することや15ヶ月までの延長することも可能でした。しかし、改正後の会社法(以下、新会社法)では、会計期間は原則として当年4月1日から翌年3月31日までとされています。例外的に、外資系のインド企業に限り、連結決算のために上記と異なる会計期間を設定することがインド国外で求められている場合には、会社法審判所の承認を得た上で、上記以外の会計期間を設定することが可能となります。

新会社法は2013年9月より一部施行されていますが、上記の会計期間に関する規定を含む残りの部分については2014年2月時点では未施行となっています。なお、現時点で新会社法が定める会計期間と異なる会計期間を設定している会社については、本規定の施行後2年以内に会計期間を変更することが必要となります。

もともと、インドでは所得税法の課税期間が4月1日から3月31日であるため、3月決算でない会社は、税務申告のために3月末で仮決算を行う必要があります。その手間とコストを省くために、改正前の会社法においても、3月決算の会社がほとんどです。

3.8. 海外子会社の決算期

日本では、親会社と子会社の決算期が異なる場合であっても、その差異が3ヶ月以内であれば、その間に発生した重要な取引又は事象の影響を調整することで、仮決算を行わないで子会社の決算期の財務諸表を基礎として連結財務諸表を作成することができます。そのため、親会社が3月決算の場合であっても、連結財務諸表の作成スケジュールの遅れを考慮し、時間的余裕を確保するために、在外子会社については12月決算を採用するケースが存在します。

しかしながら、親会社が3月決算を採用しており、さらには新会社法の下でインドにある子会社の決算期を3月とした場合は、前述した3ヶ月ルールのメリットが使えなくなるため、注意する必要があります。

3.9. 決算書について留意すべき事項

インド企業の決算書を利用する際に、留意すべき事項があります。たとえば、粉飾等の不正が行われていないか、企業グループ内の取引やその価格は妥当であるか、また、監査人の独立性は確保されているのかという点などです。これらはインド独特の事情に起因していることもあるため、その事情をよく理解しておくことが重要となります。

(1) Sick Company Act の存在

インドでは、会計年度末において会社の累積損失額が純財産額（払込資本や剰余金等）以上になると Sick 会社とみなされます。その場合、会社の取締役会は会社法審判所に Sick 会社状態である旨を連絡し、相当の期間内に会社の再建計画スキームを提出しなければなりません。

この規定は、以前は製造業のみを対象とし適用されていましたが、会社法の改正により、全ての会社を対象として適用されることになりました。また、会社設立後5年間はこの規定の適用が猶予されますが、一度 Sick 会社とみなされ、提出した再建計画に実現性がないと認められた場合には、解散を余儀なくされる可能性があります。そのため、会社の財政状態が債務超過に近くなると、それを回避しようとするインセンティブが強く働き、決算書を粉飾する可能性が高まります。

決算書の粉飾は、資産性のない繰延税金資産の計上や減価償却費の操作などにより行われます。固定資産の耐用年数が不当に長かったり、繰延税金資産の計上要件を満たしていな

い可能性がある場合には、Sick 会社状態を回避するため会社が不正を行っているということも考えられますので、十分に注意が必要となります。

(2) ファミリー企業との取引

インドには、創業者一族が実質的な経営の支配権を行使している、ファミリー企業が多く存在します。2010年に時価総額が5千万米ドルを超える上場企業に占めるファミリー企業の割合をアジアの主要な10の国・地域で比較したところ、インドが首位であり、対象企業の67%がファミリー企業という結果がでました。

ファミリー企業による問題点は、経営の支配権を濫用し行われる取引にあります。例えばファミリー企業のグループ会社(A社)が、日本企業(B社)のジョイントベンチャーのパートナー会社となり、A社とB社の合弁である会社(C社)を設立したとします。その場合に、ファミリー企業の有する経営の支配権を悪用し、C社から、A社以外のグループ会社への不当な融資や費用の支払い等がなされる恐れがあります。

そのため、決算書を見る際には、グループ会社に対して過剰な融資が行われていないか、また、不当に高額な家賃やコンサルティングフィー等の支払いがなされていないか等の、取引自体や取引金額の妥当性に注意を払う必要があります。

(3) 会計監査人の独立性

インドでは、全てのビジネス拠点(現地法人、駐在員事務所、支店、プロジェクトオフィス等)について会計監査を受けることが会社法で求められていますが、監査を行う監査人の独立性に関する問題があります。

監査済みの決算書であっても、それが会社の意のままになる監査人の監査したものであれば、その信頼性は疑わしくなります。会社から独立した第三者として適切な監査を行うことができる監査人であるかどうか、監査人の所属する会計事務所の概要や、その監査人の選任された経緯等についても調べ、その結果、監査人の独立性が確保されていないような状況であれば、その監査人の監査した決算書の信頼性は、著しく低いものとなるため注意が必要です。

(4) 二重帳簿の可能性

インドでは、税務対策や政治的なコネクション(賄賂や不正献金等)の隠蔽のために、二重帳簿を作成している企業があります。

インド企業は、日本企業と比較して、一般的に内部統制が脆弱であるといえます。特に規模の小さい企業では、内部統制にかかるコストや人員等の問題から、よりその傾向が強くなると考えられています。そのような脆弱な統制環境の下では、帳簿を二重に作成することも可能となるので、注意が必要となります。

4. 税制

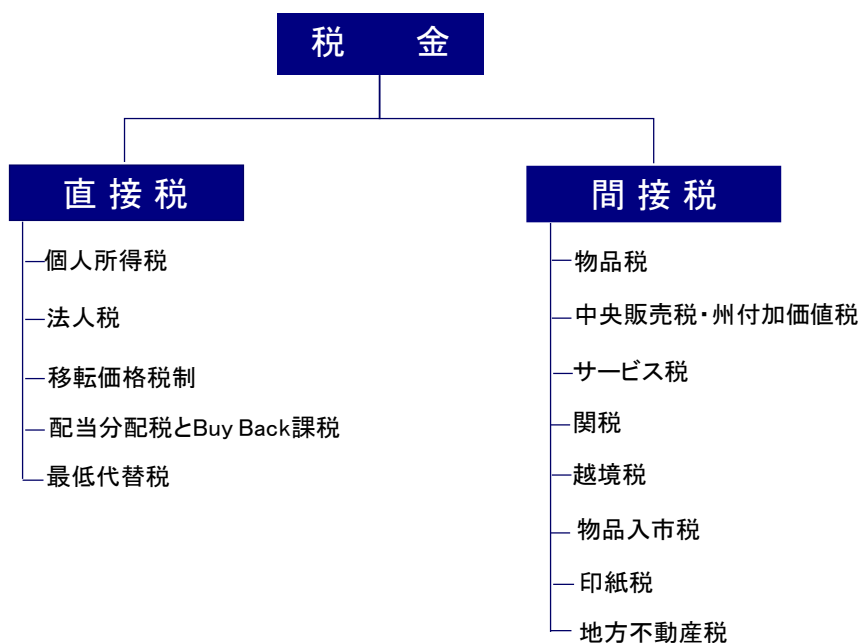
4.1 インドの税制の特徴

インド税制は非常に複雑で、インド投資を阻害している一要因といわれています。インド税制には次の特徴があるため、インドへ進出する際には、税負担を抑えるために正確な最新情報を把握し、事前にスキームを構築することが重要となります。

(1) 税金の種類が多い

図表 4-1 のとおり、特に間接税の種類が多いことが特徴です。日本の消費税に相当する税金には、物品税・中央販売税・州付加価値税・サービス税などがあります。その他にも越境税や物品入市税は州や市が徴収する税金であり、税率が州毎に異なるため注意が必要です。

図表 4-1 主な税金の種類



(2) 州の異なる間接税同士の相殺控除制度があり複雑

同一州内の物品の販売については州付加価値税 (VAT) が課せられ、異なる州間の物品の販売については中央売上税 (CST) が課せられます。たとえば、VAT は仕入税額控除ができますが、CST については納税する州が同一であれば VAT と相殺することができます。つまり、支払 VAT と受取 CST は相殺できますが、支払 CST と受取 CST は相殺できないため、相殺控除する場合には注意が必要です。

(3) 州によって異なる税制

州付加価値税は州が徴収する税金であり、税率が州により異なります。インドでは州の権力が強く、異なる州間での取引には税金が課せられることが多くあります。

インドへ進出する際の重要なポイントとして、間接税の内容を理解し、展開するビジネスにどのような税金がどの程度発生するかを事前に把握することが重要です。

(4) 外資誘致のための特別な免除制度なし

インドは、国内産業を保護するために外資出資規制などを行っており、外資誘致のための特別な免除制度はなく、外資は国内会社と同等の条件で競争することを求めています。

(5) 輸出企業向けの様々なインセンティブ

経常赤字を縮小するために、輸出企業に対して国際的競争力がある円滑な環境を提供する目的で、2000年に特別経済区域(SEZ)政策(14頁 **2.3(4)参照**)を導入しました。

(6) 頻繁な改定や大幅な変更、遡及適用・即時施行

インドでは中央政府の予算案に合わせて大幅な税制改正が年に1度行われ、通常2月下旬に予算案(バジェット)が発表されます。間接税は税制改正の発表時から新税制が適用されることが多く、直接税はその年の4月1日から適用されることが多くあります。ただし、適用について例外もあるので注意が必要です。

たとえば2008年度の税制改正の際は、最低代替税(MAT)の計算方法が変更され、2000年4月1日から遡って適用されたため、8年間計算をやり直すことになりました。インドでは所得の関係上、個人所得税を納めている人は全人口の3%強の約4,000万人しかいないため、政府は大企業など取りやすいところから税金を取る傾向があります。

(7) 税務調査が訴訟に発展するケースが多い

インドでは数年に一度税務調査があります。特に移転価格の解釈などを巡って税務当局と企業が裁判を通じて争うことが比較的多い国です。裁判に発展した場合には、判決が出るまでに10年以上かかることもあります。

4.2.納税番号(PAN: Permanent Account Number)と源泉番号(TAN: Tax Deduction at Source)

インドでは納税を行う際に法人・個人を問わずPANが必要となります。そのため、駐在員であっても、納税番号(PAN)の取得が必要となります。また、源泉税を納税する際にTANが必要となります。

(1) PAN

① PANの取得申請

PANの取得は申請書類がすべて整い当局へ申請を行えば2週間程度で完了します。

ただし、申請書類に添付する商業登記簿謄本が日本語の場合には英文翻訳が必要となるため、その準備に時間がかかるケースもあるので留意が必要です。なお、駐在員事務所では法人税は発生しないものの PAN の取得が必要となります。

② 源泉に関する留意事項

源泉を伴う送金をインド企業から受け取る場合は外国企業であっても PAN の取得が必要となり、PAN を取得していない外国企業には、より高い源泉税率（通常 10%→25%(2014 年現在)）が課されます。この場合には、日本における外国税額控除の規定上、10%を超える部分については外国税額控除が適用されません。また、租税条約に基づきインド税務当局に対して 10%を超える部分の還付申請を行う場合でも、実際に還付がされるかどうかは不明です。

インド子会社からのロイヤリティの受取りなどでインドにおいて所得が発生している日本企業は、適切に源泉されていてもインド税務当局への税務申告が必要となるため注意が必要です。また、当該ロイヤリティの受取りが関連者間取引に該当する場合には、移転価格税に関する会計士の報告書（Form3CEB）の提出が必要になります。

③ 外国企業が PAN を取得し、今後所得の発生見込みが無い場合の対応

外国企業が一度 PAN を取得した後は所得が無い場合であっても税務申告が必要となります。ただし、所得が無い場合でも外国企業が毎年税務申告を行うことは煩雑であり、申告代行に関する余計な費用が発生します。そのため、実務上は税務業務の委託先を通して税務当局へ今後所得が発生する見込みがない旨の書類を提出することで税務申告を行わないことも一つの方法として考えられます。

(2) TAN

駐在員事務所であっても、PAN と同様に TAN の取得が必要となります。

4.3.直接税

(1) 所得税

① 所得税の概要

インドでは課税年度における居住状況により所得税の課税範囲が決定され、インド国内の給与所得に限らず、全世界での給与所得が課税対象になることがあります。

日本からインドなどのアジア諸国に出向した場合には、所得税率が低い国でなければ日本よりも税負担が大きくなり、日本勤務時と同じ給与水準では手取り額が減るケースがあります。そのため、海外駐在員の給与負担割合を決定する場合には、両国間の負担の妥当性や税務リスクなどを事前に検討しておくことが重要です。

また、給与として認定される対象が広く、インド当局の見解もさまざまであるため、給与パッケージについてスキーム構築することがリスク軽減の観点から重要です。

② 所得税の区分

所得税は、所得の源泉によって次のように分類されます。

- (A) 給与所得
- (B) 事業所得（専門家の所得含む）
- (C) 不動産所得
- (D) 譲渡所得
- (E) その他の所得

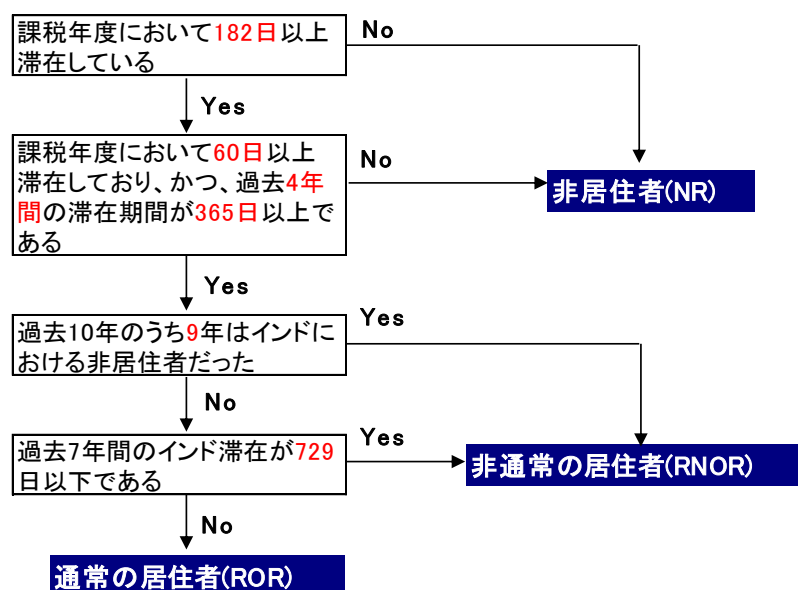
③ 課税年度

インドでの課税年度は4月1日から翌年3月31日までです。

④ 居住者区分の判定

課税の基礎となる居住者区分は滞在日数により判定され、図表 4-2 に基づき行います。ここで滞在日数には入出国のみであっても1日としてカウントされます。3年から4年滞在すると居住者として認定されます。

図表 4-2 居住者区分の判定フロー



⑤ 課税範囲

居住者区分別の課税範囲は図表 4-3 のとおりです。居住者に該当する場合には、日本の親会社とインドの子会社の両社で給与を負担していても、すべての給与が課税対象となり、日本での預金利息がある場合にはこれも課税対象となります。

図表 4-3 居住者区分に応じた課税範囲

居住者区分		インドでの課税	課税範囲
居住者	通常居住者 (ROR)	課税	全世界所得 (給与収入、家賃、金利、配当等の副収入含む)
	非通常居住者 (RNOR)		給与収入 (海外で支給された給与含む)
非居住者	非居住者 (NR)	原則、非課税 (右記除く)	・インドで受領した(とみなされる)所得 ・インドで発生した(とみなされる)所得

⑥ 適用税率

所得に応じた超過累進課税制度 (0%、10%、20%、30%) が採用されています。また税額に3%の教育目的税が加算されます。ただし、30%の税率が適用される場合には、追加でサーチャージ 10%(実質的には $30\% \times 10\% = 3\%$) が徴収されます。

⑦ 納付

(A) 給与所得などの源泉所得税

給与やロイヤリティ、金利、専門家報酬、コミッション、仲介費用等の支払時に企業が源泉徴収を行う必要があります。源泉を行った場合には翌月の7日までに納付します。また、3か月ごとに源泉を行った金額について申告する必要があります。駐在員が帰任する際は、インド滞在期間中の税務申告を行い、税務当局から納税証明書を取得する必要があります。

源泉の要否について判断できない場合には、事前に税務当局に確認したうえで源泉を不要とする証明書または低率の源泉税の適用を認める証明書の発行を受けることも一つの方法として考えられます。

(B) 給与所得以外の所得

年間見積税額を基準にして年三回 (9/15、12/15、3/15) の中間納付の後に確定納付を7/31までに行います。第一回目の中間納付は年間見積税額の30%、第二回目は60%、第三回目は100%になるように中間納付します。つまり、第二回目においては第一回目に納付した金額と合計して年間見積税額の60%になるように中間納付することになります。

(2) 法人税

① 法人税の概要

インドでは内国法人と外国法人に対して図表 4-4 のように、異なる税率が適用されます。内国法人は、インド法に基づいて作られた会社で、子会社として進出する場合には内国法人に該当します。一方、外国法人は、インドでは法人格を持たずインド国外で法人格を持っている会社で、プロジェクトオフィスや支店などのインドに拠点を設けた場合に外国法人に該当します。内国法人にはインドの税金が課せられ、日本と同様に全世界の所得が課税対象となります。

なお、インドでは法人税に限らず、基本税率にサーチャージ（所得により税率が異なる。課税所得が1億ルピー超の場合：内国法人10%、外国法人5%）、教育目的税（教育に関する支出用に積み立てられる目的税）が加算され、実効税率は基本税率を上回ることがほとんどです。

図表 4-4 法人区分毎の税率等

法人区分	基本税率	課税範囲	課税対象
内国法人	30%	全世界	①事業または資産からの所得 ②キャピタルゲイン
外国法人(プロジェクト事務所・支店など)	40%	インド国内	③営業外所得

② 課税所得の計算方法

資本的支出や交際費、広告宣伝費など特定の項目については一部または全部が損金不算入となりますが、それ以外の項目は原則として損金算入されます。日本と同様に繰越欠損金の制度があり、最長8年間繰り越しが可能です。

減価償却費は所定の償却率に基づき計算した金額が損金算入されます。なお、新規に取得した資産は、取得年度の使用日数が180日以上の場合には所定の償却率が適用されますが、180日未満の場合には所定の償却率の50%が適用されます。減価償却費の計上により課税所得がマイナスとなる場合には、未償却の減価償却費として繰り越し、翌年度以降の所得と相殺することができます。

③ 納付

(A) 中間納付

インドでは日本と異なり年間予想利益を基にして、四半期ごとに年間予想利益の一定割合相当額（第一回目：15%、第二回目：45%、第三回目：75%、第四回目：100%）を中間納付します。

しかし、あくまで予想利益に基づき中間納付を行うため、年度末に確定した実際の利益が中間納付時に算定した予想利益を大きく上回ることがあります。この場合、税務当局にとっては中間納付により受け取る金額が少なかったこととなります。図表4-5のとおり、中間納付額が実際確定税額の一定割合を下回る場合には過少申告とみなされ、月1%の利子税が課せられます。そのため、実務上は年間予想利益に基づき算定した中間納付額よりも多い金額を中間納付することがあります。

図表 4-5 過少申告の判定基準

納付区分		過少申告の判定基準
中間納付総額		中間納付総額 < 確定税額 × 90%
中間納付分	第一回目	中間納付額 < 確定税額 × 12%
	第二回目	中間納付額 < 確定税額 × 36%
	第三回目	中間納付額 < 確定税額 × 75%
	第四回目	中間納付額 < 確定税額 × 100%

(B)確定申告

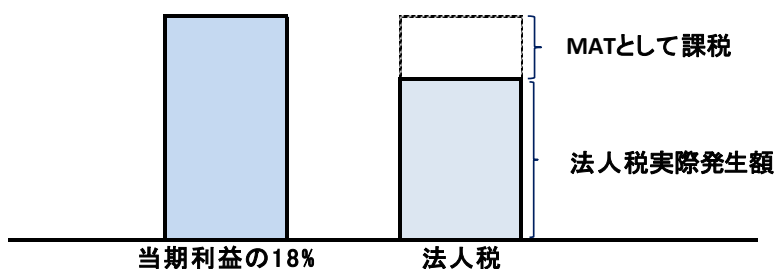
9月末までに、法人税の申告書・税務監査に関する証明書 (Form3CD)・移転価格に関する証明書 (Form3CEB) を提出し確定申告を行います。外国企業がインド法人から源泉を伴う送金を受けた場合には、インドで法人税の申告を行う必要があります。

(3)最低代替税 (MAT : Minimum Alternative Tax)

繰越欠損金がある場合、翌年度以降に課税所得が出たとしても、繰越欠損金と課税所得を相殺することができます。しかし、繰越欠損金を利用して法人税が発生していなくとも、会計上の当期利益の 18.5%に相当する税金を納めていない場合には、当該金額に相当する金額を MAT として納付する必要があります。

なお、支払った MAT は、将来の法人税の前払いとしての性格を有しているため、将来発生する法人税と相殺することができます。ただし、MAT は 10 年間繰越が可能であるため、10 年以内に十分な課税所得が発生しない場合には、払い損になってしまいます。

図表 4-6 MAT の算定方法の考え方



(4)配当分配税

インドでは配当金に係る税金は受領する株主ではなく、配当金を支払う会社の実効税率約 17%の税金が課税されます。配当を行う会社が、株主に配当を支払う前に税務署に配当分配税を支払うため、受領する株主は源泉徴収されません。この配当分配税はインド固有の税金で税額控除の対象にならないため、配当を行う会社の追加コストとなります。

(5)Buy Back 課税

配当分配税は会社の追加コストとなり、これを回避するために多くの会社が自己株式の買取りというスキームで株主への資金還流を行っていました。しかし、株主への還元という観点から、配当が課税される一方、自己株式の買取りが課税されないのは不公平であることから、2013年予算案で自己株式の買戻し行為に対して新しい税金として Buy Back 課税制度が導入されています。

Buy Back 課税は、インド企業が当初割当を行った金額と買戻価額の差額に対して課税されます。この税率は、配当税より高く（実効税率 22.66%）、配当を行うよりも自己株式の買取りを行った方がコスト増となります。

4.4.間接税

(1) 間接税の概要

インドの間接税は州税と国税から構成され、日本と比べて種類が多いことが特徴です。日本の間接税は消費税が代表的なものですが、インドでは物品の販売やサービス、物品の輸入などに対して間接税が課され、モノが動く度に間接税が発生します。また、税額控除の仕組みが複雑で、税額控除等をきちんと活用できるかどうか、税コストの負担に大きく影響します。

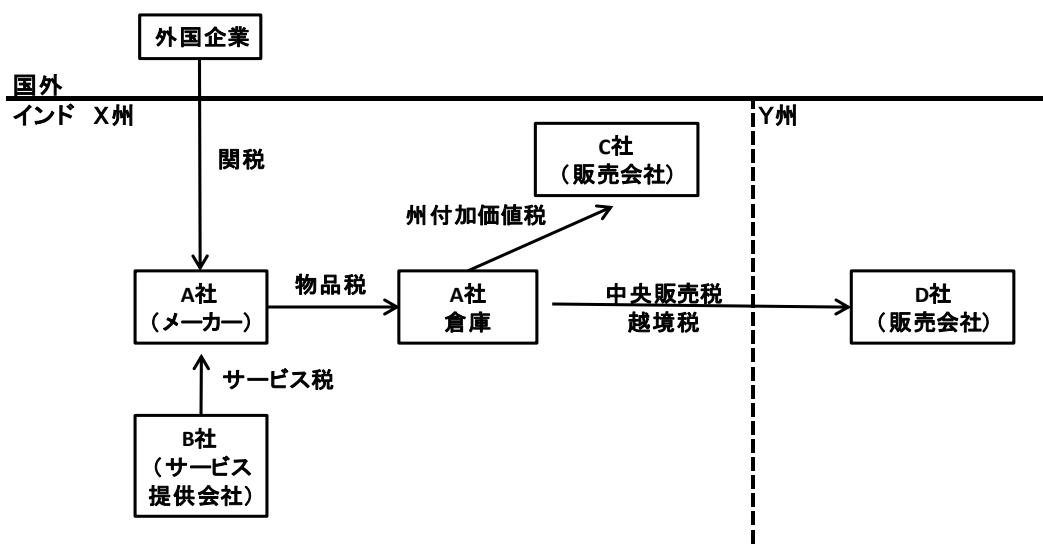
関税や物品税等の税率は品目毎に定められており、毎年 2 月に発表される予算案（パッケージ）の中の税制改正に関連して改定されます。毎年のように税率が改定されるため、最新の税率を確認する必要があります。

そのため、インドに進出する際にはインドの間接税に精通する会計士に業務を委託することがトータルでコスト安になると考えられます。主な間接税の概要は図表 4-7 のとおりです。

図表 4-7 間接税の概要

間接税の名称		対象	受取間接税との相殺	取引場所
物品税(Excise)	基本税率12%	インド国内 製造品の販売	○	インド国内
サービス税	基本税率12%	特定サービス	○	インド国内+輸入
州付加価値税(VAT)	基本税率12.5%	物品の販売	○	同一州内の取引
中央販売税(GST)	基本税率 2%	物品の販売	×	州をまたぐ取引
関税	基本関税(BCD)		×	輸入
	相殺関税(GVD)	(物品税見合い)	(○)	
	特別追加関税(SAD)	(VAT見合い)	(○)	

図表 4-8 インドで課される間接税



(2) 州付加価値税 (VAT : Value Added Tax) と中央販売税 (CST : Central Sales Tax)

VAT と CST は、同一州内の取引または異なる州間の取引に対して課税される点で異なりますが、ともに物品の販売に対して課税される点で共通します。日本では、販売時に間接的に要した消費税も控除対象となりますが、インドでは物品販売に直接要したもののみが控除対象となります。

CST の登録申請については、国が管轄しているため 1 回の登録で済みますが、VAT は発生する州毎に登録をする必要があるため、拠点が複数存在する会社などはその手間だけでかなりの負担を要することになります。なお、VAT の登録申請と CST の登録申請は同時に行います。

両者の相違点は図表 4-9 のとおりです。

図表 4-9 VAT と CST の相違点

	中央販売税 CST (Central Sales Tax)	州付加価値税 VAT (Value Added Tax)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・インド国内の物品販売に課される ・製造時の仕入から最終販売時までの各段階で課税される ・販売元が顧客より徴収 ・製造販売の場合には物品税込みの金額に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入税額控除可能 ・州毎に詳細異なる
対象取引	異なる州間の取引	同一州内の取引
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類整備 ⇒ 2% ・必要書類未整備 ⇒ VATと同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本税率: 12.5% ・製造用原材料など: 4% ・貴金属など: 1% (州により異なる税率あり)
	・輸出入は対象外	

① 州付加価値税(VAT)

VATに関する法律は州毎に定められており、多くの州でVATの内容はほぼ同一ですが、品目毎の税率などに若干の相違があります。VATは販売・仕入の都度発生しますが、仕入税額控除ができるため、販売時に受け取ったVATと購入時に支払ったVATを控除し、その差額を州政府に納税します。あくまで控除対象となるのは、同一州内で発生したVATであり、異なる州のVATを控除することはできません。輸入品に対してVATは課されず、輸出品生産のために購入・使用された原材料または輸出品のために購入された商品に課されたVATは還付対象となります。

VATはインボイス方式が採用されているため、インボイスを発行できない免税業者との取引は税額控除できません。

申告や納付の方法は州によって異なりますが、日本と同様に売上高を基準にして、月次・四半期・半期・年次の頻度で納税することが一般的です。

② 中央販売税(CST)

CSTは異なる州間の取引に対して課税されます。税率は販売元のVATと同じですが、登録業者が販売し、書類の整備など一定要件を充たす場合には軽減税率である2%が適用されます。CSTの申告や納付はVATの納付と同時に行います。

(3)サービス税

インド国内で特定のサービスを提供した場合にサービス税が課されます。課税対象となるサービスは指定されており、現在は約100種類のサービスが課税対象となっています。税率は10.3%（サービス税率10%、教育目的税3%）です。

サービス税は、課税対象とされているサービスの提供者が顧客から徴収し、サービス提供者が法人の場合には徴収月の翌月5日までに中央政府に納付します。また、サービスの輸入（サービス提供者が外国法人）に対しては、サービス受領者からサービス提供者への代金の送金時にサービス受領者がサービス税を納付する義務が発生しますが、サービスの輸出に対してはサービス税が課されません。

サービス税は、支払ったサービス税額と、顧客から徴収したサービス税額および物品税との相殺を行い、差額を納税するCENVAT（Central Value Added Tax）制度が認められています。

(4)関税

インドでは、他の国と同様に輸入される物品に対して関税が課されます。ただし、インドでは国内製品保護等のために、一般的な関税の他に国内の間接税見合いの追加関税などが課されます。インドでは、基本関税（BCD：Basic Custom Duty）、相殺関税（CVD：Countervailing Duty）、特別追加関税（SAD：Special Additional Duty）の3種類の関税が存在します。これらの概要は図表4-10のとおりです。

図表 4-10 関税の概要

	基本関税(BCD)	相殺関税(CVD)	特別追加関税(SAD)
概要	国内産業の保護などを目的とした、純粋に輸入品に課される税金	インド国内での物品製造に対して課される物品税に相当する税率を輸入品に課すことで、インド国内製造業の輸入品に対する価格格差を埋める(相殺する)ことを目的とした税金	国内製品の販売時に課される州付加価値税(VAT)に相当する税率を輸入品に課すことで、競争力の調整を図るもの
税率	品目毎に設定(例:10%)	物品税率と同一	一律 4%
他の税金との相殺		✓輸入時に支払った物品を最終消費者に販売するのではなく、インド国内における製造過程に原材料・部品として投入される場合には、最終製品に対して課税される物品税から輸入時に支払った追加関税分を控除できる。 ✓上記以外の場合、製造業者たる顧客に転嫁できる制度もある。	✓輸入物品がインド国内での製造過程に投入される場合には、最終製品に対して課税される物品税から輸入時に支払った追加関税分を控除できる。 ✓上記以外の場合、免税や還付などの制度もある。

① 基本関税(BCD)

国内産業の保護などを目的としたもので、相殺関税や特別追加関税と異なり純粋に輸入品に課される税金です。税率は 98 章の品目に分類されており、特定の品目を除き最高税率は 10%とされています。

② 相殺関税(CVD)

インド国内での物品製造に対して物品税が課されますが、国外から輸入した物品に対しては物品税が課されません。そのため、国内品とのバランスをとるために輸入品に対して物品税見合いの関税として CVD が課されます。税率は物品税率と同一で物品税と同様に税額控除できるため、コストにはなりません。

③ 特別追加関税(SAD)

インドの国内製品の購入時に VAT を支払いますが、輸入品に対しては VAT が課されません。そのため、国内製品と輸入品の価格競争力を調整するため VAT に相当する税率を輸入品に対して、一律 4%の特別追加関税が課されます。

輸入品がインド国内で製造過程に投入される場合には、最終製品に対して課税される物品税と SAD を控除することができます。一方、輸入品を最終消費者に販売する場合には、SAD を控除することができない上に、販売時に VAT または CST が課されることになり二重課税が生じます。そのため、このような二重課税を回避するために、一定要件を充たす場合には SAD の還付を受けることができます。ただし、実務上は還付の手続きが煩雑であり、実際に還付された実績はほとんどないのが実状です。

CVD や SAD は加工を行う企業は仕入税額控除が可能ですが、商社や代理店は輸入時の CVD と SAD の支払分を税額控除できないため、消費者にクレジットとして上乗せし

ます。これにより消費者が輸入原価を把握できるため、商社や代理店は転売マージンを高く設定できなくなり、インドの輸入商社のマージンは一般的に低い傾向にあります。

(5)その他の間接税

上記の他にも、インドでは様々な間接税があり、主なものは次のとおりです。

① 越境税 (Entry Tax)

州が徴収する税金で、消費・使用・販売目的で他の州から入った商品に対して課されます。税率や課税対象は州毎に異なり、受取 VAT から支払越境税を税額控除できる州があります。

② 物品入市税 (Octroi)

市が徴収する税金で、関連する自治体が設定している特定品の持込金額が限度額を超えた場合に課税されます。

③ 研究開発税 ((R&D Cess)

インドへの技術輸入に関する全ての支払いに対して 5%の税金が課されます。

4.5.移転価格税制

(1)移転価格税制とは

移転価格とは、親会社と海外子会社などの国外関連企業（国外関連者）との取引に適用される販売価格のことです。関連企業間の価格を操作することで税率の低い国にある国外関連者に利益を集中させ税金負担を減らすことが可能であるため、これを防止するためにインドでは 2001 年に移転価格税制を導入しています。

例えば、設立直後のインド子会社について、一定の利益が出るようになるまで本来取るべきロイヤリティを取らないという場合や、子会社をサポートするため安い値段で販売を行っている場合があります。このような場合には課税所得の源泉となる利益がどちらか一方の国に移転してしまい、国際的な課税の不平等が生じてしまう可能性があります。

そこで、国外関連者との取引価格が第三者取引と照らし合わせて妥当か否か検証を行い、当該価格が不当と判断された場合には、独立企業間価格と呼ばれる価格を用いて取引を行ったものとして法人税が課税されます。

(2)移転価格税制に関するコンプライアンス

企業は毎年以下の内容を含んだ書類を作成し、最低 8 年間は保存する必要があります。

- ・企業に関する情報（グループ・関連企業の概要等）
- ・取引に関する情報（取引内容、機能分析、事業予測・予算等）
- ・経済分析（独立企業間価格算定に関する内容等）

ただし、調査段階で移転価格調査官から上記の資料の提出が求められるまで、提出の義

務はありません。また、国外関連者間取引の合計金額が 1,000 万ルピー以下の納税者の場合には詳細な資料の準備は要求されません。しかし、国外関連者間取引が独立企業間価格で行われているということの立証は求められます。

上記の書類とは別に、国外関連者間取引が存在するすべての企業は、その取引額にかかわらず、法人税の納税申告書に移転価格の証明書 (Form3CEB) を添付しなければなりません。Form3CEB にはインド勅許会計士の承認 (署名) が求められます。

必要事項を遵守しない場合や利益の過少申告を行った場合には、図表 4-11 のとおりペナルティが課されるため注意が必要です。

図表 4-11 税金に関するペナルティ

遵守違反の内容	ペナルティ
税務調査後の所得修正 (所得隠しがあつたと判定されるケース)	修正金額に対し 100-300%
文書保管を怠った場合	取引価格の 2%
文書提出を怠った場合	取引価格の 2%
会計士による証明書 (Form3CEB) の未提出	100,000 ルピー

(3)事前確認制度 (APA: Advance Pricing Arrangement)

移転価格税制に関する事前確認制度 (APA) とは、移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保するため、納税者の申出に基づき、その申出の対象となった国外関連者間取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について、事前に確認を行う制度です。インドでは、調査官による非常に積極的な課税処分がなされる傾向にあり、特に移転価格課税案件に関しては、その金額が巨額に上ることもあり、予測可能性を確保する仕組みの導入が課題となっていました。このような背景から、2012年7月にインドでも APA が導入されました。

APA を利用することにより、移転価格に関する税務リスクを事前に排除することができるというメリットがあります。ただし、申請手続が煩雑であること、申請手数料が必要であることなどのデメリットもあるため、利用に当たってはコストベネフィットの観点から検討が必要です。

(4)移転価格税制で狙われやすいケース

次のような企業は、移転価格税制で狙われやすいため注意が必要です。

- ・赤字または薄利の企業
- ・グループ内役務提供に関する価格設定が不明朗な企業
- ・マージン幅の小さい「コストプラス」のサービス企業
- ・実態のない第三者を経由した取引を行っている企業
- ・技術料収入、ロイヤリティ、マネジメントフィーを支払う企業

- ・独立価格比準法（CUP）にて信頼性の低いデータを使用する企業
- ・関連者間取引が多いのに、利益が低い企業

(5)移転価格課税により追徴課税を受けた事例

インドでは、税務当局から以下のように、子会社の所得を過大評価されて追徴課税を受けることがあります。

- ・日系企業の現地子会社がインド国内で高い市場シェアを占める財閥企業と比較され、財閥企業の高い利益率を適用されるケース。
- ・総合商社の現地法人が行うビジネス実態が理解されず、実際に行っている取引（代行取引）とは別の業態の取引（仕切取引）と比較されることにより、実際よりも高い利益率を適用されるケース
- ・直接材料費率が高く営業経費率が低い製造業の現地法人に対して、直接材料費率が低く営業経費率が高い他社の取引の直接材料費率に関する部分だけを比較され、高い利益率を適用されるケース

4.6.租税条約

(1) インドの租税条約の特徴

租税条約とは、脱税の防止と二重課税の排除などを目的として国家間で締結される条約のことです。租税条約には、国際標準となる「OECD モデル租税条約」があり、OECD 加盟国を中心に、租税条約を締結する際のひな型となっています。OECD モデル租税条約と日印租税条約を比較した場合、技術上の役務に対する料金に対する源泉徴収規定や恒久的施設（PE）の認定範囲の広さなどが主な特徴として挙げられます。

① 技術上の役務に対する料金に対する源泉徴収規定

配当、利子、使用料・技術上の役務に対する料金をインドの会社が日本の会社に支払う場合、インドの会社が 10%の源泉徴収を行いインドの税務当局に納付しなければなりません。このうち、技術上の役務に対する料金は、OECD モデル租税条約では源泉徴収の対象外ですが、日印租税条約では技術上の役務に対する料金も源泉徴収の対象となります。

「技術上の役務に対する料金」とは、「技術者その他の人員によって提供される役務を含む経営的若しくは技術的性質の役務又はコンサルタントの役務の対価としてのすべての支払金（支払者のその雇用する者に対する支払金及び自由職業その他の独立の人的役務の対価としての個人に対する支払金を除く）」とされています。具体的には、コンサルタントサービス、ソフトウェアの開発などが該当します。ただし、税務申告等をアカウンティングファームに委託している場合には自由職業所得に該当し源泉徴収の対象外となることがあります。

また、日本企業が現地子会社に人材派遣のサービスを提供した場合の対価が、事業所得またはロイヤリティのいずれに該当するかについて、企業と税務当局との間で見解が異なることがあります。

参考：インドから日本に支払われる配当金

インドでは配当を受領する株主ではなく、配当金を支払う会社に配当分配税として課税されます（実効税率 16%）。したがって、インドの子会社から日本の親会社に配当金を支払う場合、配当を行う子会社が配当を支払う前に税務署に配当分配税を支払います。配当金の受領者は非課税となるため、租税条約に配当金に対する源泉徴収の規定があるものの、源泉徴収の対象とはなりません。

② 恒久的施設（PE）の認定範囲の広さ

恒久的施設とは、事業を行う一定の場所等をいい、非居住者や外国法人に対する課税関係を決定する指標のことを言います。一般的に PE は次の 3 つに大きく分けられます。

- (A) 支店、出張所、事業所、事務所、工場、倉庫業者の倉庫、鉱山・採石場等天然資源を採取する場所（資産の購入や保管目的のみの場所は含まない）
- (B) 建設、据付け、組立て等の建設作業等のための役務の提供で、1 年超のもの
- (C) 非居住者のためにその事業に関し契約を結ぶ権限のある者で、常にその権限を行使する者や在庫商品を保有しその出入庫管理を代理で行う者、あるいは注文を受けるための代理人等（代理人等が、その事業に関わる業務を非居住者に対して独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合の代理人等を除く）。

現地法人を設立してインドに進出した場合、当然にインドの税務当局に法人税を納付することになります。また、駐在員事務所は PE に該当しませんが、支店やプロジェクト・オフィスは PE に該当し課税されるため、課税の範囲について特に問題となることはありません。しかし、現地法人として進出する場合であっても日本の親会社が PE 認定される可能性があります。例えば、現地法人が以下の代理人 PE と認定された場合、当該現地法人に日本本社の支店機能があり、日本の親会社にインドでの納税義務があるとみなされ、課税範囲が広がることがあります。

日印租税条約では PE の認定条件が OECD モデル租税条約よりも広く認められているものがあるので注意が必要です。

(A) 建設工場の PE 認定

建設工場の期間が 6 ヶ月を超える場合には PE として認定されます。これは、日本と他国との租税条約の多くで定められている期間（12 ヶ月超）よりも短く、厳しい条件となっています。なお、建設工事のためのプロジェクト・オフィスを設立した場合には、工期にかかわらず PE として認定されます。

(B) 代理人 PE

インドでは OECD モデル租税条約で定められている契約締結代理行為だけではなく、在庫保有代理行為、注文取得代理行為についても PE 認定されるリスクがあります。インドでは子会社の行う活動によっては、日本の親会社の PE として認定されることがあります。

- ・ 契約締結代理行為：当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること
- ・ 在庫保有代理行為：物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって物品又は商品を定期的に引き渡すこと
- ・ 注文取得代理行為：専ら又は主として当該企業自体のため又は当該企業及び当該企業を支配し、当該企業により支配され若しくは同一の共通の支配下に当該企業と共に置かれている他の企業のため、反復して注文を取得すること

(C) PE 認定されたケース

- ① 現地子会社が、特段の業務変更も行っておらず、独自に経営判断を行っているにも関わらず、「親会社の取次業務を担っているにすぎず、リスクを負っていない」という理由で日本企業の PE に認定された。
- ② 日本企業とは資本関係のない第三者のインド現地法人と契約を締結し、自社の製品を現地で販売してもらっていたところ、当該第三者は、我が国本社の契約獲得に貢献しているとして日本企業の PE と認定された。

お問い合わせ先

仰星監査法人では東京事務所内にインドデスクを設置し、インドの加盟ファームであるSKPと連携して日系企業のインド進出をサポートします。



仰星監査法人

インドデスク 〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-3-6 麹町ビル 2階

Tel : 03-5211-7878 (代表) FAX : 03-5211-7879

Mail : india@gyosei-grp.or.jp

<http://www.gyosei-grp.or.jp>



SKP <http://www.skpgroup.com>



NEXIA INTERNATIONAL は、世界各国の独立した会計事務所及びコンサルティング・ファームによって構成される世界有数の国際的な連合体です。イギリスに本部を置き、世界100ヶ国以上にメンバーを有しています。

仰星監査法人は NEXIA INTERNATIONAL のメンバーとして、企業のビジネスの国際化をサポートします。詳細は仰星監査法人のホームページをご覧ください。